

2022年11月30日(水)

EIPS事務局

○Vol.29：特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく特定水産動植物等の通関の際における取扱いについて(令和4年11月18日財関第843号)

(内容) 違法に採捕された水産動植物の流通を防止し、特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与すること等を目的とする特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律が令和4年12月1日から施行されます。

《注》規制の対象となる水産動植物等

(1) 特定第一種水産動植物等

① 特定第一種水産動植物は、うなぎの稚魚(全長13センチメートル以下のうなぎをいう。以下同じ)、あわび及びなまこの3魚種をいう。なお、うなぎの稚魚については、令和7年12月1日から規制対象となる。

② 特定第一種水産動植物等は、特定第一種水産動植物及びこれを原材料とする加工品をいう。

(2) 特定第二種水産動植物等

① 特定第二種水産動植物は、さば、さんま、まいわし及びいかの4魚種をいう。

② 特定第二種水産動植物等は、特定第二種水産動植物及びこれを原材料とする加工品をいう。

《注》(関連する関税法基本通達の改正)

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R4z843.pdf>

関税法基本通達の一部改正について(令和4年11月18日財関第844号)

関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の一部を下記のとおり改正し、令和4年12月1日から実施。